No. 222 2017年12月26日

□■感染症情報	(H29 年第 50 週) □■		

●トピックス

◆県内における結核集団感染事例の発生について(H29 年 12 月 19 日)

県内の社会福祉関連施設において、ここ数年の間に結核患者4人 と潜在性結核感染者が2人確認され、結核の集団感染となりました。

関係者の皆様においては、『結核院内(施設内)感染対策の 手引き(下記)』を参考に日々の職員・患者等の健康管理及び 感染予防策の徹底をよろしくお願いいたします。

[結核集団感染の定義(厚生労働省)]

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を 感染させた場合をいう。

なお、発病者 1 人は 6 人が感染したものとして感染者数を計算する。計算にあたっては、初発患者を含めない。

【結核集団感染事例の発生について(H29 年 12 月 19 日)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/pre
ss/documents/20171219.pdf

【結核院内(施設内)感染対策の手引き H26年版】

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/mitoho/hoken/mitohc/09kenkosodan/documents/kekkakuinnaikansentebiki.pdf

◆インフルエンザについて

鉾田保健所管内において、1 定点あたり第49週0.60で、 第50週0.80とやや増加しました。 県において、1 定点あたりの報告数は、第 49 週 2.53 (国 4.06)、 第 50 週 3.93 (国 7.40) となり、県・国共に増加しています。

保健所管内別では、古河(7.00)と最も高く、次いで 常総(6.38)、竜ヶ崎(5.79)、つくば(5.70)、筑西(5.20) であり、12 保健所中11 保健所管内で1.0 以上となっています。

関係者の皆様においては、手洗いの徹底、咳エチケットの実践、 予防接種等感染予防策の実施をお願いいたします。

< 県衛生研究所におけるインフルエンザウイルス検出件数>

期 間: H29 年 9 月 4 日から H29 年 12 月 17 日まで

検 体 数:55 検体 [昨シーズン]

検体内訳: AH3(A香港型) 7検体 [12.73%] [75.6%]

AH1pdm0937 検体 [67. 27%][8. 1%]B型11 検体 [20. 00%][16. 3%]

また、国より「抗インフルエンザウイルス薬の処方の有無、種類にかかわらず、異常行動についての注意喚起を徹底することが適当』と通知がありましたので、各医療機関等でインフルエンザ罹患時の対応について、患者等にご説明いただきますようお願いいたします。(H29 年 11/27 国通知参照)

【インフルエンザ流行情報について(第3報)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents
/2017sflureport03.pdf

【インフルエンザ流行情報および

学級閉鎖等措置・集団発生等の状況について(第6報)県】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2017flu06.pdf

【「みんなで予防!インフルエンザ」(県)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2017fluibaraki.jpg

【咳エチケットしていますか(県)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents
/sekia4.pdf

【できていますか?正しい手洗い(県)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents
/tearaia4.pdf

【インフルエンザ Q&A (厚生労働省) H29 年 11/15 時点】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html

【抗インフルエンザウイルス薬の使用上の

注意に関する注意喚起の徹底について(国通知)H29 年 11/27】 http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T171128I0010.pdf

◆感染性胃腸炎の集団発生について

鉾田保健所管内において、1 定点あたり第 49 週 4.00、 第 50 週 4.00 と横ばいで推移しています。

県において、1 定点あたりの報告数は、第 49 週 6.68 (国 7.81)、第 50 週 6.17 (国 8.65) となり、県においては、やや減少していますが、国では増加しています。

関係者の皆様には、手洗いの徹底など感染症予防対策の 実施をお願いいたします。

【感染性胃腸炎について(県)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/kikaku/documents/icyouen
.html

【ノロウイルスについて(県)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/other/norovirus.htm

【リーフレット「ノロウイルスに注意」(県)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/documents/noroleaf_2.pdf

【ノロウイルスに関する Q&A (国)】

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000129187.pdf

◆A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎について

鉾田保健所管内において、1 定点あたり第 49 週 0.33、 第 50 週の報告はありませんでした。

県において、1 定点あたりの報告数は、第 49 週 3.16 (国 3.07)、第 50 週 3.11 (国 3.20) となり、県ではほぼ変化がありませんでしたが、昨年同期と比較しても若干高く、注意が必要です。 保健所管内別では、常総保健所管内が 7.80 と最も高く、次いで潮来保健所管内が 7.00、古河保健所管内が 5.00 となっています。

【A 群溶血性レンサ球菌感染症(県)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/other/documents/agun_1.pdf

【A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎とは(国立感染症研究所)】 https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/340-group-a-streptococcus-intro.html

◆年末年始における海外での感染症予防について(H29 年 12 月 1 日)

厚生労働省より、標記について通知がありました。

年末年始には、多くの方が海外へ渡航されることが予想 されますので、海外滞在中に感染症にかかることなく、安全で 快適に旅行し、帰国することができるように、海外で注意すべき 感染症及びその予防対策をお知らせします。

<海外での感染症予防のポイント>

- ・海外で感染症鵜にかからないようにするために、感染症に対する 正しい知識と予防に関する方法を身に付ける。
- ・渡航先や渡航先での行動によって異なりますが、最も感染の可能性 が高いのは食べ物や氷を介した消化器系の感染症です。
- ・日本で発生していない、動物や蚊・ダニなどが媒介する病気が海外では流行していることがあり、注意が必要。
- ・世界保健機関(WHO)が排除又は根絶を目指している麻しん(はしか) 風しん及びポリオは、日本での患者は減少傾向又は発生していない ものの、海外では感染することがあり注意が必要です。

【年末年始における海外での感染症予防について(H29 年 12 月 1 日)】 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/travel-kansenshou.html

【関係者の皆さまへ保健所からのお願い】

土日・休日及び年末年始 (12/29~1/3) に下記の事項が発生した場合は, 鉾田保健所 (090-5574-5033) へ電話での連絡をお願いいたします。

- ◎感染症(結核等)を診断した場合 (発生届の提出をお願いします)
- ◎施設などにおいて、感染症(感染性胃腸炎・インフルエンザ等)の 集団発生(10 名以上)が発生した場合

◎食中毒疑われる場合

==*=*=*=*=*=*=*=*=*=*=*=*

<集団発生の定義・報告基準>

(厚生労働省通知 H17年2月22日付け 「社会福祉施設などにおける感染症等発生時に係る報告について」)

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると 疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると 疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1) 及び(2) に該当しない場合であっても,通常の発生 動向を上回る感染症等の発生が疑われ,特に施設長が方向を 必要と認めた場合

【社会福祉施設等における感染症など

発生時に係る報告について(国】H17年2月22日】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf

●感染症サーベイランス情報

【県内の保健所別報告数】

(第50週 12月11日~12月17日) (2017年第50週までの報告数

累計)

結核 8件(鉾田1件,他7件)

県 455件. 全国 21898件

カルバペネム耐性

腸内細菌科細菌感染症 1 件(日立) 県 16 件, 全国 1582 件

★ 当メールの内容についてのお問い合わせは下記までお願いします。

茨城県鉾田保健所 健康指導課

E-Mail: hokoho03@pref.ibaraki.lg.jp TEL:0291-33-2158

******************鹿行地域感染等対策ネットワーク

【事務局】

土浦協同病院

なめがた地域医療センター | 茨城県鉾田保健所

〒311−3516 〒311-1517

行方市井上藤井 98-8 鉾田市鉾田 1367-3

TEL:0299-56-0600 TEL: 0291-33-2158

FAX:0299-374111 FAX:0291-33-3136
